平成２５年（フ）第６号
山形市旅篭町１丁目８番14号
債務者　荒井　玲子（旧姓山崎）
1　決定年月日時　平成25年２月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山川　　孝
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月16日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成25年５月９日まで
山形地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１４５９号
京都市伏見区桃山南大島町１－４　桃山南団地31―106、住民票上の住所京都市伏見区竹田七瀬川町346番地２
債務者　板谷　正俊
1　決定年月日時　平成25年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　錦織　秀臣
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月23日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成25年５月９日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第５３９号
愛知県安城市新田町小山36番地１　パークサイド小山Ｂ―105、前住所愛知県安城市東栄町１丁目６番14号　丸美ロイヤル新安城902
債務者　星野康比古
1　決定年月日時　平成25年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　杉本みさ紀
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月24日午後２時10分
5　免責意見申述期間　平成25年５月10日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第４２号
静岡県浜松市中区和合北２丁目６番37号　ライブタウン高台Ｂ、変更前の住所静岡県浜松市中区和合町192番地の596　ライブタウン高台Ｂ
債務者　望月　武弘
1　決定年月日時　平成25年２月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　荘田　耕司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月14日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成25年５月14日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第４３号
静岡県浜松市中区和合北２丁目６番37号　ライブタウン高台Ｂ、変更前の住所静岡県浜松市中区和合町192番地の596　ライブタウン高台Ｂ
債務者　望月由美子
1　決定年月日時　平成25年２月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　荘田　耕司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月14日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成25年５月14日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第４４号
静岡県浜松市中区葵西４丁目13番３号　コーポリバーサイドＮ３
債務者　望月　隼人
1　決定年月日時　平成25年２月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　荘田　耕司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月14日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成25年５月14日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第２７２号
長野県須坂市大字須坂196番地
債務者　山岸　宣明
1　決定年月日時　平成25年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　青木　寛文
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月30日午前10時
5　免責意見申述期間　平成25年５月23日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２２２６号
名古屋市名東区高針荒田1011番地、住民票上の住所名古屋市名東区梅森坂西１丁目801番地の69
債務者　鈴木　成宏
1　決定年月日時　平成25年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　隆臣
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月11日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成25年５月28日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第１号
北海道滝川市朝日町西１丁目７番10号
債務者　木村　　健
1　決定年月日時　平成25年２月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月11日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２５年（フ）第３号
北海道芦別市北三条東１丁目11番地の６
債務者　大嶽奈緒美（旧姓佐久山）
1　決定年月日時　平成25年２月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月11日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２５年（フ）第４号
北海道滝川市新町４丁目15番29号こーぽたいせつ202号室
債務者　吉本　憲正
1　決定年月日時　平成25年２月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月11日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２５年（フ）第５号
山形県酒田市日の出町１丁目13―10　グリーンハウス101、住民票上の住所山形県飽海郡遊佐町杉沢字奥屋48番地
債務者　佐藤　竜司
1　決定年月日時　平成25年２月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月11日まで
山形地方裁判所酒田支部

平成２４年（フ）第９１号
福島県会津若松市門田町大字日吉字丑渕98番地の２　エステート日吉Ｂ棟102号、住民票上の住所福島県会津若松市門田町大字飯寺字村西136番地の21
債務者　小野里孝治
1　決定年月日時　平成25年２月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月11日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２４年（フ）第２１号
群馬県沼田市白沢町平出1245番地　白沢ハイツ212号
債務者　田島恵里香（旧姓中村）
1　決定年月日時　平成25年２月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月11日まで
前橋地方裁判所沼田支部破産係

平成２５年（フ）第５号
群馬県太田市新島町875番地　リベルテ太田102号、旧住所栃木県足利市堀込町1003番地12　県営堀里住宅418
債務者　長谷川直樹こと　和久井直樹
1　決定年月日時　平成25年２月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月11日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２５年（フ）第３０号
神奈川県足柄下郡湯河原町土肥３丁目１番地の13　第２藤巳荘101
債務者　朝倉　正行
1　決定年月日時　平成25年２月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月11日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部